

# 平成28年4月から 健康保険制度が変わります

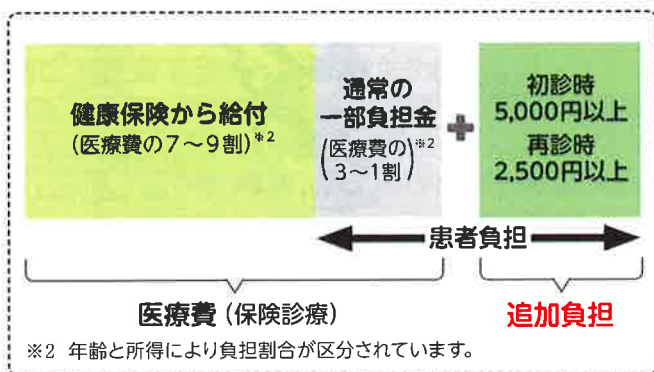


平成27年5月に成立した医療保険制度改革関連法により、本年4月から健康保険制度が変わります。今回は、そのポイントをご紹介します。受診時にみなさんの負担増につながる内容なども盛り込まれていますので、日頃から疾病予防や適正受診を心がけましょう。

## 紹介状なしでの大病院受診に 追加負担が義務づけられます

紹介状をもたずに大病院<sup>\*1</sup>を受診する場合には、救急時などを除き、初診料等とは別に、一定額を追加負担することが義務づけられます。身近な診療所や中小病院では通常の外来診療、特定機能病院などの大病院では専門的な外来診療に特化するという、医療機関の役割分担をさらに進めるためです。

※1 特定機能病院または500床以上の地域医療支援病院等



## 「患者申出療養」がスタートします

「国内未承認の医薬品等を保険外併用療養として使用したい」などの患者のニーズに応えるため、新たなしくみとして「患者申出療養」が創設されます。これにより申出から承認までの期間が、現在の6~7カ月から6週間（前例がある医療の場合は2週間）に短縮されます。

### 保険外併用療養ってなに？

健康保険が適用されない医療を受けたときは、保険適用される医療を含めて、医療費の全額が自己負担になってしまいます。しかし、一定の条件を満たす医療であれば、保険が適用される医療については保険診療となるしくみのことです。

## 標準報酬月額が3等級追加されます

毎月支払う保険料の計算の基礎となる標準報酬月額の上限・第47級に、「第48級127万円、第49級133万円、第50級139万円」の3等級が追加され、現在の47等級から50等級となります。

また、同時に標準賞与額の上限が、これまでの「540万円」（年度累計）から、「573万円」に引き上げられます。

## 入院時の食事代が引き上げられます

在宅で療養する方との負担の公平の観点から、入院時の食事代に食材費のほかに調理費が加えられ、260円から360円に引き上げられます。

### 入院時の食事代の患者負担額 (1食あたり)



※低所得者の負担額（現行100円または210円）と難病および小児慢性特定疾病の患者については現行どおりに据え置かれます。また、平成28年4月1日時点で、1年を超えて精神病床に入院している患者についても、経過措置として据え置かれます。

## 傷病手当金・出産手当金の 算定方法が変わります

病気や出産で仕事を休んだときに支給される「傷病手当金」「出産手当金」の算定には、「支給を受ける直前の標準報酬月額」が用いられていましたが、報酬額をより正確に反映し、給付を適切に行うため、「支給開始日の属する月以前の12カ月間の標準報酬月額の平均」に変更されます。

### 平成28年10月から

- 被扶養者認定について、「兄姉」の同居要件がなくなります（11ページをご参照ください）
- パート・アルバイトの社会保険の適用が拡大されます  
1週間の所定労働時間が20時間以上、月額賃金88,000円以上（年収106万円以上）、勤務期間1年以上をすべて満たす短時間労働者（パート・アルバイト）について、社会保険の加入が義務付けられます（従業員501人以上の事業所が対象。学生は除く）。



5月は気持ちがルーズになりやすいとき。遅刻や忘れ物に注意して。目標は高めに設定しておく気持ちグッと引き締めよう。6月は伝統を重んじることが運気UPのポイント。お年寄りの話には耳を傾けてラッキー。7月は自由な時間が少し与えられそう。習い事を始めるのにはベストタイミング。★ラッキーDay：5/15、6/11、7/8



5月はあなたに対して厳しく接してくれる上司がラッキーパーソン。根を上げなければ大きなご褒美あり。6月は時間の使い方が上手いとき。タイトなスケジュールもやりくりできそう。無理そうなのは早めに切り上げることがポイント。7月はやる気が出ないとき。休憩時間のお昼寝でパワーチャージ。★ラッキーDay：5/12、6/9、7/6